省　　令

○総務省令第九十四号

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第二十九号）第五条の施行に伴い、特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十八日　　総務大臣　山本　早苗

特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令の一部を改正する省令

特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令（平成十三年総務省令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

うち国家公務員の自己啓発等休業をしている者

を

うち国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第２条第５項に規定する自己啓発等休業をしている者
うち国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第２条第４項に規定する配偶者同行休業をしている者

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十三号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十八日　　法務大臣　上川　陽子

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号及び第三十一条第二項中「、取締役」の下に「、監査等委員である取締役」を加える。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録の提供の方法）

第三十五条の二　法第十七条第四項の法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　法務大臣の指定する方式に従い、法第十七条第四項に規定する電磁的記録を記録した磁気ディスク（第三十三条の六第四項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスクに限る。）を申請書とともに提出する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第十七条第四項に規定する電磁的記録をあらかじめ提供する方法（法務大臣が定める条件に適合するものに限る。）

2　前項第一号の指定は、告示してしなければならない。

3　第三十三条の六第九項の規定は、第一項第一号の磁気ディスクに準用する。

4　第一項第二号の方法により電磁的記録を提供した場合にあつては、当該電磁的記録を提供後、速やかに、当該提供に係る登記を申請するものとする。

第三十六条の見出しを「（申請書に添付すべき電磁的記録）」に改め、同条第一項中「法第十七条第四項又は」を削り、同条第二項中「法第十七条第四項の事項又は」を削り、同条第三項中「法第十九条の二に規定する」を「前項の」に改め、同条第四項中「法第十九条の二に規定する」を「第一項の」に改める。

第六十五条第二項中「、取締役」の下に「、監査等委員である取締役」を加える。

第六十八条第一項及び第二項中「、会計参与」を「、監査等委員である取締役、会計参与」に改める。

第七十一条中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。

第七十二条第一項第五号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　監査等委員会設置会社である旨の登記、監査等委員である取締役に関する登記及び重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨の登記

第百一条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）」を「情報通信技術利用法」に改める。

別表第五役員区の項中「取締役、仮取締役及び取締役職務代行者」を「取締役、仮取締役及び取締役職務代行者　監査等委員である取締役、監査等委員である取締役職務代行者」に、「代表清算人、仮代表清算人及び代表清算人職務代行者」を「代表清算人、仮代表清算人及び代表清算人職務代行者　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨」に改め、同表役員責任区の項中「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、同表会社状態区の項中「委員会設置会社である旨」を「監査等委員会設置会社である旨　重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨　指名委員会等設置会社である旨」に改める。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改める。

別表法人状態区の項中「委員会設置会社である旨」を「監査等委員会設置会社である旨　重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨　指名委員会等設置会社である旨」に改める。

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第三条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「取締役」の下に「、監査等委員である取締役」を加え、「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に、「第三百一条第二項第十五号又は第三百二条第二項第十三号」を「第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号」に改める。

別表第一役員区の項中「理事が外部理事である旨　監事が外部監事である旨」を削り、同表役員責任区の項中「外部理事、外部監事」を「理事（業務執行理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事」に改める。

別表第二役員区の項中「理事が外部理事である旨　監事が外部監事である旨」を削り、同表役員責任区の項中「外部理事、外部監事」を「理事（業務執行理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事」に改める。